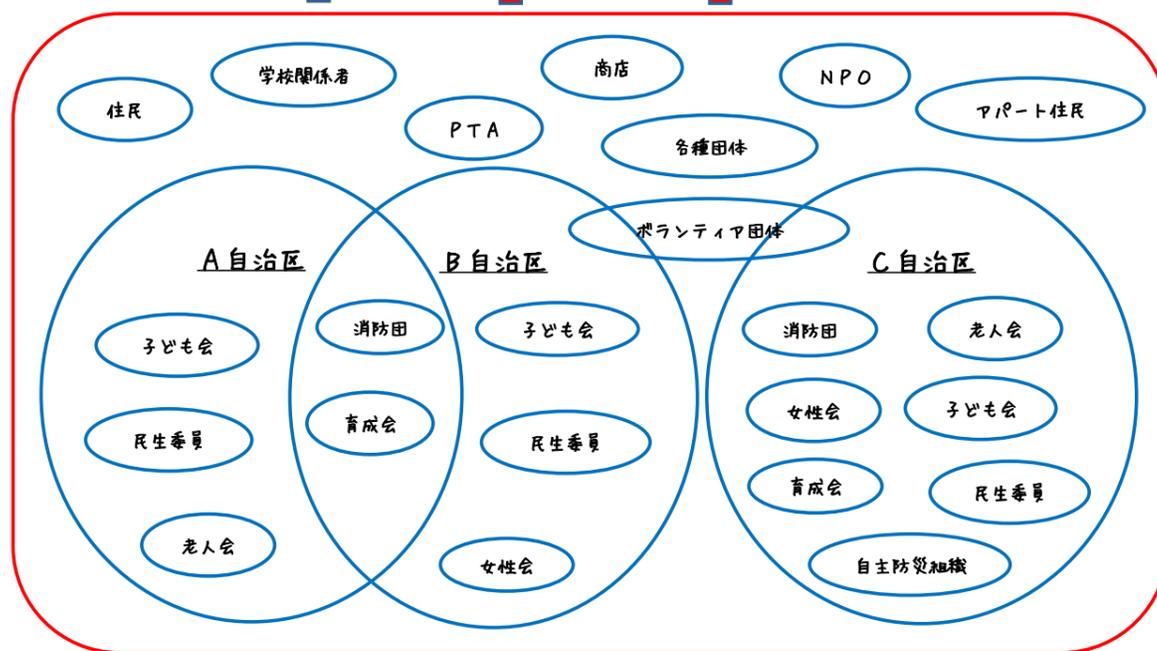


- 『総務部』
 - ・総務課
 - ・総合政策課
 - ・防災安全課
- 『健康福祉事務所』
 - ・福祉対策課
 - ・健康増進課
 - ・保険課
 - ・子育て支援課
- 『産業建設部』
 - ・建設課
 - ・農政課
 - ・都市景観推進課
- 『教育部局』
 - ・教育総務課
 - ・学校教育課
 - ・社会教育課
 - ・スポーツ振興課
- 『商工・観光・環境部』
 - ・商工観光課
 - ・環境課



- 【協議会の設置単位】
原則として、小学校区または旧小学校校区を単位
- 【協議会の設置時期】
体制づくりが整った地域からモデル的に設置
- 【協議会の活動拠点】
既存施設を利用しながら、今後、廃校になった小学校などの利活用を検討
- 【地域まちづくり計画の策定】
地域目標の達成に向けて、施策や具体的事業を盛り込んだ、概ね10年を期間として策定
- 【協議会の役割】
 - ①地域住民やまちづくり団体のネットワーク化
 - ②地域のまちづくりに関する企画・立案と取り組みの実施
 - ③市との協働
- 【協議会への市の支援】
 - ①財源等
 - ・自主財源；構成員による負担金等、寄附金など
 - ・市の財政的支援；交付金など
 - ②市及び市職員の支援
地域をコーディネートする役割

- 【各協議会の連携・協働】
 - ①情報共有
 - ②良い意味での地域間競争

⇒別紙イメージ図

- 【運営委員会・部会の組織構成について(イメージ)】
 - ①部会の数、委員の人数等
 - 地域の実情に合わせて各協議会で定める
 - 運営委員会役員体制は概ね下記のとおり
ア；会長 イ；副会長 ウ；会計 エ；会計監査
オ；部会役員 カ；その他(各自治委員、各種団体の代表)
 - ②委員の任期
 - 地域の実情に合わせて各協議会で定める

